

議案第 49 号

丸亀市立幼稚園保育料条例施行規則の一部改正について

丸亀市立幼稚園保育料条例施行規則の一部を次のとおり改正したい。

令和 7 年 3 月 28 日

丸亀市教育委員会

教育長 末 澤 康 彦

丸亀市立幼稚園保育料条例施行規則の一部を改正する規則

丸亀市立幼稚園保育料条例施行規則(平成 27 年教育委員会規則第 14 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(保育料の変更・更正及び過誤納保育料の取扱い) 第 4 条 利用者負担等に関する条例施行規則第 5 条の規定による保育料の変更若しくは更正をしたとき、又は納入された保育料等に誤納若しくは過納が生じたときは、その差額を追徴し、又は還付する。ただし、保護者に滞納分の保育料があるときは、還付に係る金額を当該滞納分保育料に充当することができる。	(保育料の変更・更正及び過誤納保育料の取扱い) 第 4 条 利用者負担等に関する条例施行規則第 5 条の規定による保育料の変更若しくは更正をしたとき、又は納入された保育料 <u>若しくは督促手数料等</u> に誤納若しくは過納が生じたときは、その差額を追徴し、又は還付する。ただし、保護者に滞納分の保育料があるときは、還付に係る金額を当該滞納分保育料に充当することができる。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。